

## 札幌市資料館の管理に関する協定における費用見直し等に関する確認書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市資料館条例（平成 17 年条例第 110 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 11 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び札幌市資料館運営共同事業体代表者株式会社コンベンションリンクージ（以下「乙」という。）が締結した札幌市資料館の管理に関する協定（以下「協定」という。）第 18 条、第 27 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、令和 4 年 1 月 27 日から令和 5 年 3 月 31 日に発生した収入及び経費の変動について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 協定により乙が管理する施設において、令和 4 年 1 月 27 日から令和 4 年 10 月 31 日までの期間における、キャンセル料返金等対応に伴う利用料未収額・減収額分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 104,600 円」を支払う。

第 2 条 協定により乙が管理する施設において、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの期間における、光熱費高騰分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 1,064,000 円」を支払う。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 5 年 3 月 31 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋 元 克 広

(乙) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 1 番地  
札幌市資料館運営共同事業体  
代表者 株式会社コンベンションリンクージ  
代表取締役 平 位 博 昭